

香川労働局発表
平成 26 年 11 月 25 日

香川労働局労働基準部賃金室
室長 松木浩章
室長補佐 秋友高廣
電話 087-811-8919
夜間 087-811-8926
<http://kagawa-roudoukyokujsite.mhlw.go.jp/>

香川県特定（産業別）最低賃金の改正決定（発効）について — 3～14円の引上げ —

平成 26 年度香川県特定（産業別）最低賃金について、香川労働局長（局長 加藤敏彦）が下表のとおり改正決定し、官報に掲載して公示を行い（別紙参照）、発効することとなった。

同最低賃金の改正については、本年 10 月 24 日までに香川地方最低賃金審議会（会長 松浦明治 弁護士）より香川労働局長あて答申され、同答申内容に基づき従来の最低賃金額を引き上げることとしたものである。

特定最低賃金は、県内の下表に示す産業で働く基幹的労働者に適用されるもので、本年 10 月 1 日から発効している地域別の香川県最低賃金（時間額 702 円）を上回る金額となっている。

香川労働局においては、今後、香川県内の地方公共団体や使用者団体・労働者団体等を通じて、改定後の最低賃金額の周知を図るとともに、事業場に対する監督指導等により最低賃金の履行確保に万全を期すこととしている。

県内の特定最低賃金適用労働者数は約 14,600 人である。

最低賃金件名	最低賃金額	引上げ額	効力発生日
	時間額		
冷凍調理食品製造業最低賃金	748円	3円 (0.40%)	平成26年12月15日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	836円	13円 (1.58%)	平成26年12月25日
船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	844円	14円 (1.69%)	平成26年12月19日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	790円	13円 (1.67%)	平成26年12月15日

特定最低賃金が適用除外される労働者

○冷凍調理食品製造業最低賃金

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は雑役の業務
 - ロ 手作業による原料の前処理の業務
 - ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務

○香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

○香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

○香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃、片付け又は賄いの業務
 - ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

官報

香川労働局最低賃金公示第2号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第4号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成26年11月13日

香川労働局長 加藤 敏彦

第4号中「1時間777円」を「1時間790円」に改める。

附則

この決定は、平成26年12月15日から効力を生ずる。

香川労働局最低賃金公示第3号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、香川県冷凍調理食品製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第3号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成26年11月14日

香川労働局長 加藤 敏彦

第4号中「1時間745円」を「1時間748円」に改める。

附則

この決定は、平成26年12月15日から効力を生ずる。

香川労働局最低賃金公示第4号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第2号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成26年11月19日

香川労働局長 加藤 敏彦

第4号中「1時間830円」を「1時間844円」に改める。

香川労働局最低賃金公示第5号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金（平成20年香川労働局最低賃金公示第5号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

平成26年11月25日

香川労働局長 加藤 敏彦

第4号中「1時間823円」を「1時間836円」に改める。

最低賃金制度の概要

1 最低賃金制度とは

国が法的強制力をもって賃金の最低額を定め、使用者は、その金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度をいう。

使用者が最低賃金額より低い賃金を支払ったときは、また、仮に最低賃金額より低い賃金を労使合意のうえで定めても、それは無効とされ、最低賃金額と同じ定めをしたものとみなされる。

2 最低賃金の種類と適用

最低賃金は、産業や職種にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と、例えば一般機械器具製造業、冷凍調理食品製造業など特定の産業で働く基幹的労働者に適用される「特定最低賃金」の二本立てになっている。

香川県の場合、「地域別最低賃金」である（香川県最低賃金 時間額 702 円）に対し、より高い「特定最低賃金」として

- ・ 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金
- ・ 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金
- ・ 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金
- ・ 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

の4件が設定されている。

3 最低賃金の決定等

(1) 最低賃金は、最低賃金審議会において、賃金の実態調査結果など各種統計資料を十分参考にしながら審議が行われ、

- ① 労働者の生計費
- ② 類似の労働者の賃金
- ③ 通常の仕事の賃金支払能力

の3要素を考慮して決定又は改正されることとなっており、①を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとされている。

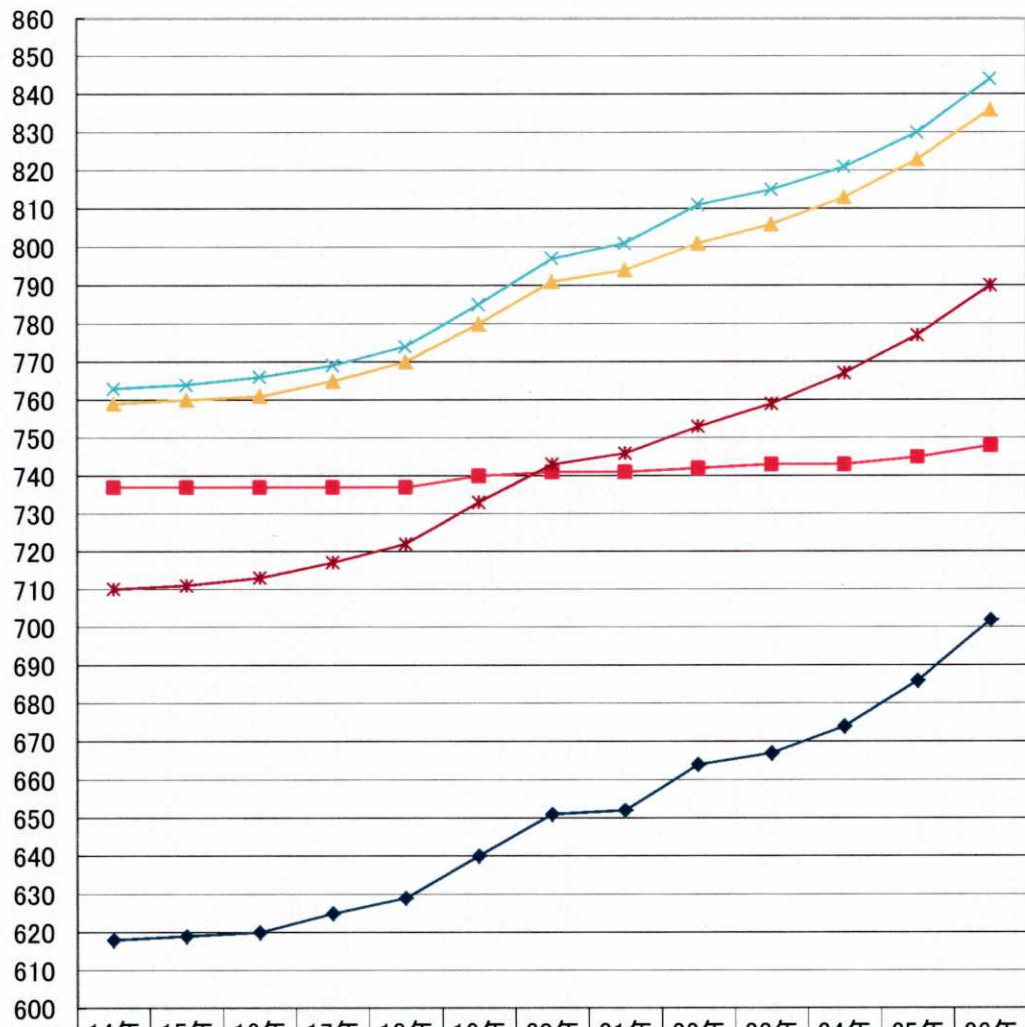
(2) 最低賃金審議会は、厚生労働省に中央最低賃金審議会が、都道府県労働局に地方最低賃金審議会が置かれており、都道府県別に適用される最低賃金は、各地方最低賃金審議会の審議により、決定又は改正することとなっている。

なお、「特定最低賃金」の決定・改正等は、「地域別最低賃金」と異なり、関係労使の申出を経ることを要件とし、決定・改正等の必要性の有無が審議される。審議の結果、「必要性有り」の答申が得られた後、局長から諮問が行われ、最低賃金専門部会が設置されて、「特定最低賃金」の決定・改正等が行われる。

- (3) 香川地方最低賃金審議会は、公益代表委員、労働者代表委員及び使用者代表委員各5名の合計15名で構成される。
- (4) 特定最低賃金の専門部会は、最低賃金法第25条による最低賃金の決定又は改正の決定について、地方最低賃金審議会が労働局長から調査審議を求められた時に設置される部会であり、任務終了後には廃止される。

公労使各側3名の合計9名で組織され、労使各側3名のうち少なくとも2名は、当該産業に直接関係する労使から選任されることになっている。

香川県の最低賃金額の推移



	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年	26年
◆ 地域最賃	618	619	620	625	629	640	651	652	664	667	674	686	702
■ 冷凍食品	737	737	737	737	737	740	741	741	742	743	743	745	748
▲ 一般機械	759	760	761	765	770	780	791	794	801	806	813	823	836
✕ 船舶	763	764	766	769	774	785	797	801	811	815	821	830	844
✱ 電気機械	710	711	713	717	722	733	743	746	753	759	767	777	790

必ずチェック最低賃金！ 使用者も 労働者も
香川県の最低賃金

◎地域別最低賃金

香川県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用されます。

件名	時間額	効力発生年月日
香川県最低賃金	702円	平成26年10月1日

◎特定最低賃金（産業別最低賃金）

下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます。

件名	時間額	適用除外される労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の香川県最低賃金が適用になります。)	効力発生年月日
冷凍調理食品製造業最低賃金	748円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理の業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務	平成26年12月15日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	836円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	平成26年12月25日
船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	844円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	平成26年12月19日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (*光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業を除く)	790円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）	平成26年12月15日

○使用者は、最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

○最低賃金以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。

○最低賃金には、臨時に支払われる賃金(結婚手当等)・1ヶ月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)、時間外・休日・深夜の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

【最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先】

香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

労働基準監督署

・高松 087-811-8946

・丸亀 0877-22-6244

・坂出 0877-46-3196

・観音寺 0875-25-2138

・東かがわ 0879-25-3137